

業務監査報告書

(自 平成 18 年 1 月 1 日)
(至 平成 18 年 12 月 31 日)

財団法人 自動車リサイクル促進センター

監査法人トーマツ
東京事務所
〒108-8530
東京都港区芝浦四丁目13番23号
MS芝浦ビル
Tel: (03) 3457 7321
Fax: (03) 3457 1694
www.tohmatsu.co.jp

平成19年4月9日

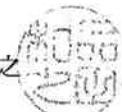
財団法人 自動車リサイクル促進センター

理事長 郡嶋孝 殿

監査法人 トーマツ

代表社員 公認会計士 品田和之

社員 公認会計士 畠井俊樹



当監査法人は、貴法人よりご依頼のありました使用済自動車の再資源化等に関する法律（以下「法」という。）第92条に定める資金管理業務を行う法人（以下「資金管理センター」という。）の業務及び法第105条に定める再資源化等業務を行う法人（以下「再資源化支援部」という。）の法第98条に定める特定再資源化預託金等の出えんを受けて行う法第106条第3号の業務（以下「第3号業務」という。）並びに法第114条に定める情報管理業務を行う法人（以下「情報管理部」という。）の業務監査を実施いたしましたので、以下の通りご報告申し上げます。

本報告書は、貴法人の内規に定める監査法人による業務監査を実施し、その業務監査結果について当監査法人により作成されたものであります。本報告書作成のための調査は、当監査法人が貴法人との打合せの結果合意された調査依頼事項について調査手続を実施したものであり、財務諸表監査の意見表明を前提とした通常実施すべき監査手続を実施したものではありません。

この報告書は調査項目に関しての調査結果を明らかにすることを目的としたものであり、会計処理及び管理制度等の信頼性を保証する目的ではないことを念のためお断り申し上げます。

また、本報告書は、貴法人の内部管理に役立てることを目的として作成されたものであり、当監査法人の了解なしに、他の目的に利用されないものと理解しております。

今回の業務監査に当たり、関係部署各位のご協力を得ましたことを改めてお礼申し上げます。

目 次

I.	業務監査の概要	1
1.	業務監査実施概要	1
(1)	業務監査の目的	1
(2)	業務監査の範囲及び方法	1
2.	業務監査の対象	1
3.	業務監査の方法	1
4.	業務監査の要点	2
5.	業務監査の対象期間	2
6.	業務監査の実施期間	2
II.	調査結果	3
(1)	預託金等（リサイクル料金）の收受業務の調査	3
(2)	支払業務	9
(3)	資金運用の調査	19
(4)	資金管理センターの一般管理に係る調査	23
(5)	再資源化支援部の調査	27
(6)	情報管理部の調査	28

I. 業務監査の概要

1. 業務監査実施概要

(1) 業務監査の目的

この調査は資金管理センターの業務及び再資源化支援部の第3号業務並びに情報管理部の業務について合意された手続に基づく業務監査を実施することを目的としている。

本報告書作成のための業務監査は、当監査法人が貴法人との打合せの結果合意された調査依頼事項について手続を実施したものであり、財務諸表に対する監査意見の表明を前提とした通常実施すべき監査手続を実施したものではない。

(2) 業務監査の範囲及び方法

資金管理センターでの收受・運用・支払業務及び一般管理等及び再資源化支援部での第3号業務並びに情報管理部の業務について、業務監査の各対象期間の業務監査実施日現在における状況を把握するため、関連部署に対してヒアリングを行うとともに、入手・閲覧が可能な範囲で関連する資料を査閲した。

2. 業務監査の対象

財団法人自動車リサイクル促進センター（以下「JARC」という。）における資金管理センター及び再資源化支援部並びに情報管理部

なお、資金管理センターにおいて使用されているリサイクルシステム等のコンピュータシステムは調査対象外であり、また、資金管理センターの業務の一部を行っているコンタクトセンターも調査対象外である。

3. 業務監査の方法

予め貴法人と当監査法人とで合意された手続により実施する。

なお、資金管理センターからの指示により、合意された手続を実施するに際しては、調査対象外とされたリサイクルシステム等のコンピュータシステムから出力された帳票は正しいものとして手続を行なっている。また、調査対象外とされたコンタクトセンターにおける業務は適切に実施されていることを前提としている。

4. 業務監査の要点

- (ア) 資金管理センターは法令、寄付行為及び財団内の諸規程を遵守した業務を行っているか。
- (イ) 法第73条第1項から第4項までの規定により預託された再資源化等預託金及び情報管理預託金（以下「預託金等」という。）及び同条第6項に規定の預託金等の管理に関する料金（以下「資金管理料金」という。）の收受・運用・支払等の業務が適正に行われているか。（以下「預託金等」と「資金管理料金」を合わせて「リサイクル料金」という。）
- (ウ) 再資源化支援部が行う第3号業務が適正に行われているか。
- (エ) 情報管理部が出えんをうけた特定再資源化預託金等の計上・支払が適切に行われているか。

5. 業務監査の対象期間

平成18年1月1日から平成18年12月31日

6. 業務監査の実施期間

平成18年10月5日から平成19年3月15日

II. 調査結果

(1) 預託金等（リサイクル料金）の收受業務の調査

<与信状況の管理>

- ① リサイクルシステムと実入金額の照合を含めた業務プロセスの検証

<手 続>

- 自動車メーカー・インポーターの平成18年1月から12月のリサイクル料金の入金について、契約期限までに入金していることをサンプルにより確かめる。
- 期限までに入金していないものについて、自動車メーカー・インポーターへの督促が適切に行われていることをサンプルにより確かめる。
- 入金額に違算が生じた場合、自動車メーカー・インポーター等への照会がマニュアルに準拠して適切に行われていることをサンプルにより確かめる。

<調査結果>

- リサイクル料金の入金について、4月分及び9月分の仕訳票（メーカー徴収・帳票サマリー）の入金予定額合計が、システムから出力されるメーカー徴収入金確定情報4月預託分及び9月預託分の預託金額合計とそれぞれ一致していることを確かめた。さらに、4月預託分及び9月預託分のメーカー徴収入金確定情報から3件ずつ義務者を抽出し、入金額について普通預金元帳または預金明細表により入金の事実を確かめた。
- 4月預託分については、システムから出力されたメーカー徴収入金確定情報をレビューし、期限までに入金されていることを確かめた。
一方、9月預託分については、入金が一日遅れているものが2件あった。入金が遅れた場合、自動車メーカー・インポーターへの督促はメールで行われることであり、当該督促したメールを確かめた。
- 入金額の差異については、システムから出力されるメーカー徴収入金確定情報から、4月分及び9月分にそれぞれ1件ずつ発生していることを確かめた。

4月分の差異については、自動車メーカー・インポーター等への文書による照会は行っていなかった。これは、前月に過入金が発生したため、当月の入金額で前月の過入金の調整を電話により依頼したためである。

9月分の差異については、入金確定情報送付後同月内にメーカーによる料金修正が行われたものであり、これについては、リサイクル料金入金連絡書にグループリーダー及び部長代理の承認印があることを確かめ、三井住友銀行ご利用明細にて入金の事実を確かめた。

② 引落不能管理、リサイクルシステムと実入金額の照合を含めた業務プロセスの検証

<手 続>

- ・ 収納代行業者において引落不可となった情報が、適時にオリコ及び日本債権回収へ引落不能情報が伝達されているかをサンプルにより確かめる。
- ・ 訴促により入金があった場合、適切に入金処理されているかをサンプルにより確かめる。
- ・ 入金がない場合、未入金一覧リストを適時管理しているかをサンプルにより確かめる。
- ・ 引き落とし不能が発生した場合、リサイクルシステムの預託機能の利用停止措置がとられていることをサンプルにより確認する。

<調査結果>

- ・ オリコレクトの請求情報登録（ファイル）画面を閲覧し、再引き落としが不能となった9月10日、9月26日、10月10日、10月26日、11月10日、11月27日、12月11日の請求情報データCSVファイルが10日前後でオリコにアップロードされていることを確かめた。また、再引き落としが不能となった11月27日、12月11日について、入金案内リスト（リサイクルシステムから出力したデータである未回収リスト（以下「NGリスト」という。）を加工したもの）を添付し、引落不能日後10日前後に日本債権回収へ送信されていたことをメール日時を閲覧することにより確かめた。
- ・ 訴促により郵便振込で入金があったものについては、NGリストからオリコ振込用紙発送分を抽出し、さらに郵便振込分を抜き出した回収管理リストの12月11日の入金額合計について、払取扱票にて入金の事実を確かめた。訴促によりコンビニで振込されたものについては、再引落不能日が12月11日になっているNGリストからオリコ振込用紙発送分について抽出した。オリコが月3回に集約してJARC口座に振込みを行うことから、12月25日のオリコからの入金分の回収管理リストに、12月11日の入金分が含まれていることを確かめた

うえで、12月25日のオリコ入金回収管理リストに記載されている入金金額合計が、集金代行振込通知書（コンビニ用）の入金金額と一致していることを確かめた。さらに、集金代行振込通知書（コンビニ用）の振込金額がみずほeビジネスサイト入出金明細一覧表と一致していることを確かめた。

- 平成17年10月6日付「業務マニュアル 債権回収G編」にしたがって、債権回収の手順が明確化されている。

第41回債権回収会議（6月16日開催）から第59回債権回収会議（12月1日開催）まで、債権回収会議が滞りなく開催されていることを第59回債権回収会議資料である資金不足によるリサイクル預託金債権管理状況により確かめた。

また、12月1日開催の第59回債権回収会議の一連の会議資料をレビューし、督促行為が適時に行われ、交渉等の進捗状況も適切にフォローされており、債権状況が適切に把握されていることを確かめた。

- 第61回債権回収会議資料である資金不足によるリサイクル預託金滞納事業者一覧表のシステム（預託）停止欄で『シ止』となっている3件について、自動車リサイクルシステム事業者登録停止処理依頼書及びその添付資料であるリサイクル預託金滞納事業者のシステム停止リストによって、所定の手続きがとられてシステム停止がされたことを確認した。

③ リサイクルシステムと実入金額の照合を含めた業務プロセスの検証

自治体

<手 続>

- 申込者（自治体）について放棄車両預託確認・申請書が入手されていることをサンプルにより確かめる。
- コンタクトセンターが、申込者からの預託申請後、適時に申し込みデータを登録し預託可能連絡書を発行し申込のあった自治体へ遅滞なく送付していることを、資金管理センターがモニターし、必要に応じて指導する等により管理・監督していることをサンプルにより確かめる。
- 自治体からの払込票もしくは請求書送付後2ヶ月以内に入金がなされていることをサンプルにより確かめる。

- ・ 預託申請額と入金額に不一致が生じたものについて、適時に督促が行われていることを確かめる。
- ・ 期限までに入金のない場合に当該自治体へ督促が適時に行われていることをサンプルにより確かめる。
- ・ 未収入金の管理が適切に行われていることをサンプルにより確かめる。

<調査結果>

- ・ 申込者（自治体）の銀行振込リストから3月、6月及び9月について各3件サンプルを抽出し、放棄車両預託確認・申請書が入手されていることを確かめた。同様に、申込者（自治体）の郵便振込リストから3月及び6月について各3件、9月について2件サンプルを抽出し、放棄車両預託確認・申請書が入手されていることを確かめた。
- 上記のサンプルについて、放棄車両預託確認・申請書と引取可能連絡書の日付を比較したところでは、車台番号が不明なもの以外については、申請から1週間以内に引取可能連絡書がFAXされていた。
- ・ 資金管理センターによるコンタクトセンターのモニター状況については、<コンタクトセンターの管理>参照。
 - ・ サンプル中には、預託申請額と入金額に不一致が生じたものはなかった。
 - ・ サンプル中1件については、申請から入金まで1年以上を要しているが、それ以外は申請から2ヶ月以内に入金されていた。期限までに入金のなかった1件については、数回督促を行ったことを示す記録はあったが、適時に行われていたかどうかは督促日を示す記録が残っていないため判断できなかった。
 - ・ 経理グループでは、リサイクルシステムのデータを利用して作成した「収支報告」から入金日欄にデータ（入金日付）がないものを抽出して「未収金残高明細」を作成し、毎月末に残高を「補助科目別元帳」と照合している。

業務グループの担当者は部長へ「自治体未収管理状況の報告」を毎月提出している。報告では、滞留期間（月数）及び原因が明示されておらず、どのように対処しているかあるいはどのような措置を講じなければならないかが不明である。

業務グループは2ヶ月に1度の割合で「未収金残高明細」を経理グループへ提出している。

業務グループでは、「自治体未収管理」で管理しているが、経理グループでは『未収金残高明細』で管理しており、両者の整合性が計られているわけではない。

防衛庁

<手 続>

- 防衛庁との契約が適時に行われていることをサンプルにより確かめる。
- 防衛庁から契約受領後 2ヶ月以内に入金していることをサンプルにより確かめる。

<調査結果>

- 防衛庁廃棄車両リストから 3 件サンプルを抽出し、確認した結果、3 件とも申請から契約書受取まで 2 ヶ月を要している。
- 上記については、契約書受領後入金までは 2 ヶ月以内に入金していた。
なお、申請日から預託承認を経て入金までの日数は、申請から入金まで 3 ヶ月を超えていた。また、請求書発行から入金まで 2 ヶ月を超えていた。
- ファイルされていた書類には承認印等の証跡がなかった。ファイルされるべき書類も明確にされていない。

<預託申請取消>

④ 預託申請取消案件の適正処理（事業者による取消）

<手 続>

- 郵便振替による預託金の取消しについて、リサイクルシステムから取消し明細と返金のための郵便振替払出書（自動払出預入用）が出力され、会計伝票と共に管理者が承認している状況をサンプルにより確かめる。
- 郵便局経由での返金について、管理者による承認等が適切に行われていることをサンプルにより確かめる。

<調査結果>

- 3 月、6 月、9 月のリサイクルシステムから出力された取消明細と返金のための郵便振替払出書及び関連する会計伝票を查閱し、承認印があることを確かめた。
- 取消明細と郵便振替払出書、会計伝票を照合し金額の一致を確かめた。

⑤ 誤預託に伴う預託申請取消案件の適正処理

<手 続>

- 誤預託に伴う預託取消について、所定の手続に従い処理されていることをサンプルにより確かめる。
 - 申請者からの申請書及びその添付書類の内容確認
 - システムの取り消し手続
 - 管理者の承認手続
- 預託返金が所定の手續に従い管理者の承認に基づき出金処理されていることをサンプルにより確かめる。
- 預託取消の受付から返金までの期間が入金後、合理的な期間内であることを、サンプルについてリサイクル料金返金管理表またはSPC二重支払返金管理表の査閲により確かめる。

<調査結果>

- 誤預託に伴う預託取消について、10月、11月、12月分のリサイクル料金返金管理表（以下「R管理表」という。）より各1件ずつ、そしてSPC二重支払返金管理表（以下「S管理表」という）より3件サンプルを抽出し、以下の検討を行った。
 - R管理表に係るサンプルの検討
10月分、11月分、12月分のR管理表からのサンプルについて、受付票、印鑑証明書、顛末書兼経緯書、自動車検査証返納証明書、使用済自動車引取証明書、一時抹消登録証明書、車両情報届出書、事実が確認できる書面（車台番号が判る写真）、リサイクル券及びリサイクル料金返金申請書をそれぞれ照合し、その申請内容がR管理表に反映されていることを確かめた。また、このサンプルについて、自動車リサイクルシステムの画面印刷である業務支援（職員用）>車両情報照会>入金情報登録／取消及び業務支援（職員用）>更新履歴照会>一覧（KZTS0020）を査閲し、システムの取り消し手続が行われていることを確かめた。さらに受領したリサイクル料金返金申請書にグループリーダ及び部長代理の承認が行われていることを確かめた。

なお、10月分のサンプルについては、引取証明書を発行する前に処理誤りに気づいたため、引取証明書はないということを担当者からのヒアリングにより確かめた。

➤ S管理表に係るサンプルの検討

二重支払のサンプル3件について、受付票、領収証のコピー（二重払いをした領収証の内一枚）及びリサイクル料金返金申請書を閲覧し、S管理表に記載されている内容と整合していることを確かめた。

受領したリサイクル料金返金申請書にグループリーダー及び部長代理の承認が適切に行われていることを確かめた。

- 上記で抽出した合計6件のサンプルについて、振込明細データを査閲し、部長及びグループリーダーによる承認のもと、返金処理が行われていることを確認した。
- 誤預託であるサンプル3件について、預託取消の受付から返金までの期間が約1ヶ月以内であることをR管理表を査閲して確かめた。

さらに、二重支払であるサンプル3件について、預託取消の受付から返金までの期間が1週間以内であることをS管理表を査閲して確かめた。

(2) 支 払 業 務

<車検場団体への委託手数料の支払い状況>

① 委託した業務内容に応じた手数料の支払い、期限内の支払い等の業務プロセスの検証

<手 続>

- 車検場団体への委託手数料（リサイクル券代行発行手数料、専用端末設置関連費、預託済押印費等）は、証憑に基づいて支払がおこなわれているかをサンプルにより確かめる。
- 全ての支払について、管理者の承認状況をサンプルにより確かめる。

<調査結果>

- 4月分と11月分の車検場団体への委託手数料について、リサイクルシステムから出力される仕証票（委託手数料・帳票サマリー）のリサイクル券代行発行手数料、端末管理費及び預託証明手数料の金額が、委託手数料明細情報のリサイクル券代行発行手数料、端末管理費及び預託証明手数料のそれぞれの合計金額と一致していることを確かめた。さらに、上記のサンプルについて振込明細データの照合を行い、リサイクル券代行発行手数料、端末管理費及び預託証明手数料の合計額が支払われていることを確かめた。

- サンプルで抽出した支払いのすべてについて、振込明細データに部長及びグループリーダーの承認印が押印されていることを確かめた。

<リサイクル料金の自動車製造業者等への払渡し>

② エビデンスとの整合性を含めた業務プロセスの検証

<手 続>

- 再資源化等預託金の払渡が自動車リサイクルシステム（以下「システム」）から出力される払渡通知書及び自動車再資源化協力機構からの請求書に基づいて資金管理センターから自動車製造業者等へなされていることをサンプルにより確かめる。

<調査結果>

- 7月、9月、11月の再資源化等預託金の払渡について、リサイクルシステムから出力される仕訳票（再資源化預託金等払渡：月次・帳票サマリー）とリサイクルシステムの画面印刷である再資源化料金払渡>払渡予定等登録>一覧、再資源化料金払渡>払渡予定等登録>結果及び再資源化料金払渡>払渡予定等承認>結果の金額が一致していることを確かめた。

さらに、リサイクルシステムの画面印刷である再資源化料金払渡>払渡予定等登録>一覧から各月1件ずつサンプルを抽出し、再資源化料金払渡>払渡予定等登録>一覧、再資源化等預託金の払渡し金額通知書、再資源化等預託金の払渡し金額請求書及び振込明細データと一致していることを確かめた。

<情報管理料金の情報管理部への払渡し>

③ エビデンスとの整合性を含めた業務プロセスの検証

<手 続>

- 情報管理料金の払渡がシステムから出力される払渡通知書及び情報管理部からの請求書に基づいて資金管理センターから情報管理部へなされていることをサンプルにより確かめる。

- システムからの出力帳票を修正した金額が請求された場合は、その理由が把握され適切な承認を受けていることをサンプルにより確かめる。

<調査結果>

- 7月、9月、11月の情報管理料金の払渡について、リサイクルシステムの画面印刷である情報管理料金払渡>払渡状況確認>一覧と情報管理料金払渡>払渡対象抽出・承認>完了との金額の一致を確かめた。
さらに、リサイクルシステムの画面印刷である情報管理料金払渡>払渡状況確認>一覧から任意に各月1件ずつ抽出したサンプルと、情報管理料金払渡>払渡状況確認>一覧、情報管理料金の払渡し通知書、情報管理料金の払渡し請求書及び振込明細データの金額はそれぞれ一致していた。
- 情報管理料金の払渡対象データの抽出は、リサイクルシステムに払渡対象年月を入力し、情報管理料金払渡>払渡対象抽出・承認>完了の画面印刷をすることになっているが、9月には情報管理料金払渡>払渡対象抽出・承認>完了の画面印刷がされていなかった。9月の処理時には、担当者の処理画面がフリーズし画面が印刷できなかつた旨の記録が残されていた。
- 担当者へのヒアリングにより、業務監査の対象期間内において、システムからの出力帳票を修正した金額が請求されたことはないということを確かめた。

<特定再資源化預託金等の出えん>

④ 特定再資源化預託金等の出えん業務プロセスの検証

<手 続>

- 毎月特定再資源化預託金等の発生状況を把握し関連部署へ連絡していることをサンプルにより確かめる。
- 特定再資源化預託金等の出えんが、所定の手続により行われていることをサンプルにより確かめる。
 - 離島対策等支援事業 (再資源化支援部)
 - 情報管理業務 (情報管理部)

<調査結果>

- ・ 特定再資源化預託金等の出えんの承認申請書の提出についての稟議書に理事長決裁があることを確認した。特定再資源化預託金等の出えんの承認申請書が経済産業大臣及び環境大臣に提出され、承認が行われていることを「再資源化支援部及び情報管理部に対する特定再資源化預託金等の出えんの承認について」を閲覧することによって確認した。
- ・ 承認された出えんについて、資金管理センターから再資源化支援部へ出えん通知書が送付されており、さらにこの出えん通知書の出えん金額の総額が「再資源化支援部及び情報管理部に対する特定再資源化預託金等の出えんの承認について」に記載されている出えん金額に一致していることを確認した。

<支払いの相互牽制体制>

⑤ 支払いの相互牽制体制の業務プロセスの検証

<手 続>

- ・ F B送金において、送金データ作成者と承認者が分離されており、相互のけん制が効いていることを確かめる。
 - ・ みずほコーポレート銀行
 - ・ 三井住友銀行

<調査結果>

- ・ 担当者に対する質問及び観察により、みずほコーポレート銀行、三井住友銀行とも送金データ作成者と承認者が分離され、それぞれ別々のパスワードが付与されていることを確かめた。

<資金管理料金からの支出金額及び支出先の妥当性>

⑥ 業務プロセスの検証

<手 続>

- 資金管理料金特別会計において二重払い、支払漏れを防止する仕組みが構築されていることを確かめる。
- 他法人（指定法人を含む）との共通費用が関係者で合意された基準で按分されて支払われていることを下記の費用について確かめる。
 - 外部ネットワーク運営費
 - システム・改修保守費用
 - ファックス運営費
 - データセンター運営費

<調査結果>

- 担当者に対する質問により、二重払いを防止するため、支払い処理済みの請求書については処理済印を押印しており、支払い漏れを防止するために「請求書管理表」を作成し、支払い処理の網羅性について確認しているとの回答を得た。10月支払の請求書綴り及び請求書管理表をレビューし確かめた。
 - 18年度共通経費の按分比率については、2月15日開催の「法人間調整会議」で決定されており、6月及び9月について当該比率に基づいた支払いが行われていることを確かめた。按分比率については、以下の根拠により決定されている。
 - 外部ネットワーク運営費：平成16年12月6日における想定割合
 - システム・改修保守費用：平成17年7月～9月における実績
 - ファックス運営費：平成17年4月～9月における実績
 - データセンター運営費：平成17年4月～9月における実績
- また、3月については平成17年度の比率に基づいた支払が行われていた。

<費用配分>

⑦ 新車時預託・継続時預託・引取時預託の費用按分

<手 続>

資金管理料金の下記の費用について、新車時預託・継続時預託・引取時預託の費用按分が明確な基準で行われているかを確かめる。

- ・ 徴収方法別のリサイクル料金収納手数料
- ・ JCB利用明細・再振替案内状作成送付費用
- ・ リサイクル券専用用紙作成・送付費用
- ・ 登録情報等取得費

<調査結果>

- ・ 徴収方法別のリサイクル料金収納手数料について、表計算ソフトのエクセルで作成している事業費—リサイクル料金等収納手数料振替06. 12月分より、新車時預託・継続時預託・引取時預託の費用按分基準が預託件数と引取件数の比率で行われていることを確かめた。

郵便局徴収の継続件数及び引取件数が、リサイクルシステムから作成された12月郵便局徴収日別明細情報の車検引取別集計の件数と一致していることを確かめた。

セブンイレブン徴収（課税、非課税）の継続件数、引取件数及び新規登録件数がリサイクルシステムから作成されたセブンイレブン徴収明細情報12月分の件数とそれ一致していることを確かめた。

SPC徴収（課税、非課税）の継続件数、引取件数及び新規登録件数がリサイクルシステムから作成されたSPC徴収明細情報12月分の件数とそれ一致していることを確かめた。

- ・ JCB利用明細・再振替案内状作成送付費用について、表計算ソフトのエクセルで作成している06年11月14日請求にかかるJCBご利用代金明細書・再振替案内状作成発送費 請求書 収納代行手数料 按分資料より、継続時預託・引取時預託の費用按分がJCB利用明細・再振替案内状作成送付費用が請求明細書に記載されている数量（預託件数）を基準に按分されていることを確かめた。

また、JCBからの2006年11月14日発行の請求書と上記按分資料の請求額が一致していることを確かめ、さらにこの請求書と共に送付される請求明細書に記載されている数量（預託件数）及び単価が適切に按分資料に転記されていることを確かめた。

- リサイクル券専用用紙作成・送付費用について、JARCに送付された請求書（2006年10月31日）記載の自動車リサイクル券（車検・新車共通）印影有り 配送費の税込み金額が新車データ数と車検台数との比率に基づいて、新車購入時と継続検査時とに按分されていることを再計算することによって確かめた。

按分基準となる新車データ数と車検台数との比率は、新車台数がリサイクルシステムからダウンロードした登録自動車台数に基づいていることを確かめた。

- 登録情報等取得費について、エクセルで作成している06年度の【自動車検査登録協力会】按分計算表を用いて、新規情報・番号変更の費用按分（平成18年11月7日付け請求書記載の自動車登録情報<異動明細テープ>提供料金及び回線伝送費用）が新規台数及び変更台数の比率で行われていることを確かめた。

按分基準となるリサイクルシステムから出力される登録自動車（リサイクルシステムのモニタリング台数）に基づいて算出された新規台数と変更台数が【自動車検査登録協力会】按分計算表の新規台数及び変更台数に一致していることを確かめた。

<コンタクトセンターの管理>

⑧ 日常の事務処理（コンタクトセンターの管理）

<手 続>

コンタクトセンターが下記業務を適切に行っているかについて資金管理センターが管理・監督していることをサンプルにより確認する。（資金管理センターがモニターし、必要に応じて指導することを含む。）

- 報告内容・頻度、問題発生時の対応等の業務基準が設定されていることを確かめる。
- 業務基準の遵守・実施状況が定期的に確認されていることを確かめる。
- コールセンターからのエスカレーションに対する対応状況を確かめる。

<調査結果>

- ・ 「自動車リサイクルコンタクトセンター委託業務マニュアル」において、業務報告の内容、頻度、問題発生時の対応についての記載があることを確かめた。
- ・ コンタクトセンターの管理・監督状況について担当者へ質問したところ、毎月1回～2回コンタクトセンターへ往査し、進捗状況の確認と必要書類（申請書等）の管理状況の把握が行われているとの回答を得た。
- ・ コンタクトセンターが作成した「ステータス管理表」のサンプル（12月15日）を査閲することにより、適時に料金設定完了が行われていることを確かめた。
- ・ 「自動車リサイクルシステムコンタクトセンター資金管理対応Gr稼動報告」（運用委員会資料）及び「CC料金設定業務対象車両区分別処理実績（台数）」の1月分～12月分をレビューし、資金管理センターの担当者が、コンタクトセンターの状況を把握し、必要な改善について取り組みを行っていることを確認した。
- ・ エスカレーション対応について、12月15日分のコールセンターからの受付票を査閲することにより、資金管理センターにおいて、すべて当日中に、状況を把握し、必要な対応を行っていることを確かめた。

<中古車輸出の取戻し対応>

⑨ 处理状況

<手 続>

- ・ 事業者からの申請が所定の手続に基づき処理されていることをサンプルにより確かめる。
- ・ 中古車輸出料金の払渡がシステムから出力される払渡通知書に基づいて資金管理センターから支出されていることをサンプルにより確かめる。
- ・ 中古車輸出の預託金返還が振込期日に指定口座へ振込まれていることを確かめる。
- ・ 振込み不能な場合に再振込の処理が行われていることを確かめる。

<調査結果>

- 輸出返還事務センターに再資源化預託金等の取戻し申請書、輸出予定届出証明書、輸出申告書及びB/Lが備え付けられているため、資金管理センターにおいてサンプルベースでチェックしていることを担当者へのヒアリングにより確かめた。3月、6月、9月について当該書類の写しを入手した。
- 平成18年1月から12月の「預託金返還に伴う会計確認書」において、登録業者については、1台950円、非登録業者については、1台1,390円で輸出返還事務手数料の計算が行われていることを確かめた。
- 再資源化預託金等の取戻し審査結果通知書（平成18年10月～12月支払い分）から抽出したサンプルを総合振込・給与振込集中処理明細表と突合することにより、振込期日に指定口座への振込みが行われていることを確かめた。
- 振込み不能な場合に銀行に送付される振込・送金（組戻・変更）依頼書を查閱し、再振込の処理が適切に行われていることを確かめた。

⑩ 必要書類の取り付け状況（適正処理）

<手 続>

中古車輸出に係る事務手続きが適切に行われているかについて資金管理センターが管理・監督していることをサンプルにより確かめる。

- 委託業務の管理状況について質問し業務管理マニュアルにそって委託先の管理を行っていることを関連書類の閲覧により確かめる。
- 委託先からの月次報告書を査閱する。
- 現地での業務確認が業務管理マニュアルにそって行われているかを報告書の査閲により確かめる。
- 上記の実施結果を管理者が確認していることを確かめる。
- 委託先からの費用請求について管理者の承認状況を確かめる。

<調査結果>

- 平成18年1月から12月の「輸出返還月次報告」及び「輸出返還事務センターの業務確認報告」を査閲した結果、重要な問題点は記載されていなかった。
- 平成18年1月から12月の受託先が作成した「JARC輸出返還事務センター月次活動報告」においても、重要な問題点は記載されていなかった。
- 「JARC輸出業務返還事務センター月次活動報告」に記載された業務実績について、受託者から請求書に添付して送付される提供サービス料等報告書との照合を行い、係長が費用請求の確認を行っていることを確かめた。
- 平成18年3月、5月、7月、9月及び11月請求分に係る受託者からの請求書と契約書想定台数確認書及び想定台数確認書を照合し、委託先からの請求額が適切に確認されていることを確かめた。

<預託申請代行>

⑪ 日常の事務処理

<手 続>

- リース業者・警察・東京都消防庁・内閣府・内閣官房の保有車両に関する預託申請代行ルールどおり行われていることを確かめる。

<調査結果>

- 表計算ソフトのエクセルで作成している申請受理日が9月以降の一括預託管理表から、リース業者・警察・東京都消防庁・内閣府・内閣官房の保有車両に関するサンプルを各1件抽出し、リサイクル料金請求書に添付される一括料金照会結果ファイル(KIF-3404)がリサイクルシステムからダウンロードしたデータに基づいて作成されていることを当該結果ファイルの打ち出しを閲覧することによって確かめた。
リサイクル料金請求書の請求金額とリサイクルシステムの一括料金照会結果ファイル上の預託金額がそれぞれ一致していることを確かめた。このリサイクル料金請求書にはセンター印がセンターネームと住所箇所に押印されており、また資金管理センターの部長印が押印されていることを確かめた。

次に、リサイクル料金請求書の金額と入出金明細照会結果一覧の金額が一致していることを確かめた。さらにリサイクル料金請求書の金額と一括預託管理表の請求金額がそれぞれ一致していることを確かめた。

また、一括預託申請受理ファイル（KIF-2006）がリサイクルシステムからダウンロードしたデータに基づいて作成されていることを当該受理ファイルの打ち出しを閲覧することによって確かめた。

- ・ リース業者に関するサンプルにおいては、預託済等の車両があったため、既にリサイクル料金の返金が行われていたが、リサイクル料金返金請求書に添付される一括預託申請受理ファイル（KIF-2006）がリサイクルシステムからダウンロードしたデータに基づいて適切に作成されていることを確かめた。さらに、適切にリサイクル料金返金請求書が作成され、またリサイクル料金請求書上の預託金額と一括料金申請受理ファイル上の預託金額が一致していることを確かめたうえで、返金額が適切に返金されていることを振込明細データと照合することにより確かめた。
- ・ 内閣府及び内閣官房が保有する車両に関する預託申請代行については、一括預託申請対応業務マニュアルで要求されている一括預託申請受理ファイル（KIF-2006）が作成されていなかった。これは内閣府の保有車両が少なく、内閣府自体が保有車両をデータ管理する必要がないため、内閣府及び内閣官房の要請により、一括預託申請受理ファイルを作成していない。

（3）資金運用の調査

<再資源化預託金等の運用関連>

- ① 運用の基本方針の遵守

<手 続>

- ・ 資金管理業務規程 別紙「再資源化預託金等の運用の基本方針」を査閲し、遵守状況を確かめる。

<調査結果>

- 運用対象資産が、指定格付機関のいずれかに最上位から二番目以上の格付けを付与されたものであること及び格付けが下がっていないことについて、「リスク管理週次報告書」の平成18年4月3日から12月25日までを参照し、理事及び部長の押印があることを確かめた。
- 債券での運用について、第一四半期末にかかる2年満期から10年満期までの保有債券簿価残高が目標とする各年11.1%の構成比（期間10年のラダー型）に対し、10年満期が7.2%少なく、他の期限は構成比との差が0.9%であった。また、第二四半期については、10年満期が4.1%少なく、他の期限は構成比との差が0.5%から0.7%、第三四半期においては、10年満期が1.6%少なく、他の期限は構成比との差が0.2%であった。
- 運用成果の評価については、四半期に一度、資金管理業務諮問委員会において、財務計画グループ作成の「再資源化預託金等の資産構成及び運用成果の評価」により報告していることを確かめた。

② 運用計画の遵守

<手 続>

- 運用計画はルールどおり策定され、承認を受けていることを確かめる。
- 運用実績を查閱し、運用計画への遵守状況を確かめる。
- 運用計画会議が定期的に開催され、運用可能額・債券購入予定・債券購入実績等が承認されていることを確かめる。

<調査結果>

- 平成18年3月、5月、7月、9月及び11月の各第3運用期間にかかる「再資源化預託金等運用計画会議」の資料を查閱し、運用期間及び運用可能額、債券等取得計画及び前運用期間の債券等取得実績はルールどおりに報告され、理事による承認が行われていることを確かめた。
- 平成18年3月、5月、7月、9月及び11月の各第3運用期間について「再資源化預託金等運用計画会議」において定められた運用可能額の範囲内で実際の運用が行われていることを確かめた。

- 平成18年1月から12月の「再資源化預託金等運用会議」のファイルをレビューし、各月第1、2運用期間と第3運用期間の2回を対象として開催されて、上記の事項が承認されていることを確かめた。

③ 金融機関への発注手順の遵守等の業務プロセスの検証

<手 続>

- 資金運用マニュアルを查閱し、金融機関への発注業務がマニュアルを遵守して行われていることを確かめる。

<調査結果>

- 「最良執行検証」に基づき、平成18年3月、5月、7月、9月及び11月の各第3運用期間における運用実績から各3件のサンプルを抽出し、引合確認書等と突合し、債券が最も安い価格での購入であることを確かめた。

④ 日常の事務処理

<手 続>

- 日常の事務処理が資金運用マニュアル等に基づき適切な承認のもと、適切に事務処理が行われているかを確かめる。
- バックオフィス業務が所定の手続に従い実施されていることをサンプルにより確かめる。
 - 証券会社からの約定確認書と約定プロッターとの照合
 - 債券取引明細書の内容チェックと管理者の承認
 - 運用指図書のTCSBへのFAXとファイルの保管状況
 - TCSBからの追加信託金受領書の入手
 - 約定システムから出力した「債券残高明細表」とTCSB作成の「信託財産運用状況報告書（決算）」の照合と管理者による承認
- リスク管理者によるリスク管理が所定の手続により適切に実施されていることを確かめる。

- ・ 「リスク管理マニュアル」の検証状況の確認
- ・ 証券会社の定期的な評価の実施

<調査結果>

- ・ 資金運用グループで作成した約定プロッター、証券会社からの約定確認書及び約定システムからの出力帳票である債券取引明細表及び信託銀行への運用指図書が、ファイルに保管され、債券取引明細表及び運用指図書については部長による承認が適切に行われていることを確かめた。
- ・ 平成18年3月、5月、7月、9月及び11月の各第3運用期間における運用実績から各3件のサンプルを抽出し、証券会社からの約定確認書及び約定プロッターの照合、債券取引明細書の内容チェックと管理者の承認状況の確認、TCSBへ送付された運用指図書との照合を実施することにより、バックオフィス業務が適切に実施されていることを確かめた。
- ・ 月次でTCSBから入手する追加信託金受領書は適切に管理され、部長により承認されていることを確かめた。
- ・ 平成18年6月及び11月分の『債券残高明細表』とTCSB作成の「信託財産運用状況報告書(決算)」を査閲し、両者の照合及び管理者による承認が適切に行われていることを確かめた。
- ・ 運用対象資産の取得時には最良執行検証を行い、購入後の格付変動に関しては日次で検証し週次で報告しており、ラダーの構築及び債券種別構成比率に関しては月次で検証していることを確かめた。
- ・ 証券会社の評価については、半期に一度「証券会社再評価会議」を開催し、評価及び入替の必要性を検討していることを、議事録の査閲により確かめた。

(4) 資金管理センターの一般管理に係る調査

<法律・寄附行為の遵守状況>

- ① 自動車リサイクル法及び寄附行為の遵守状況の検証

<手 続>

- 自動車リサイクル法第94条（資金管理業務規程）に基づき、資金管理業務規程が制定され、必要な審議・承認を得ていることを確かめる。又、改定された場合も必要手続がとられていることを確かめる。
- 資金管理業務規程、事業計画書及び収支予算が公表されていることをホームページで確かめる。
- 寄附行為の各条項を遵守しているかにつき、寄附行為、理事会議事録及び評議員会議事録、資金管理業務諮問委員会議事録を閲覧することにより確かめる。

<調査結果>

- 資金管理業務規程は、資金管理業務諮問委員会の審議を経て評議員会及び理事会の承認のもとに制定され、主務大臣の認可を受けていた。変更に当たっては、資金管理業務諮問委員会の審議を経て、評議員会及び理事会の承認を得た後、主務大臣の認可を受けていた。
- 資金管理業務規程、事業計画書（平成18年度）、収支予算書（平成18年度）は、ホームページで公表されていることを平成19年2月5日に確認した。
- 寄附行為の資金管理センターに係る条項において規定されている理事会及び評議員会の承認は、得られていた。

<資金管理業務規程・業務細則の遵守状況>

- ② 資金管理業務規程・業務細則の遵守状況の検証

<手 続>

資金管理業務規程、業務細則が遵守されていることを確かめる。

- 資金管理業務規程第15条にもとづき年度運用計画を策定し、資金管理業務諮問委員会の審議を経て、公表していることを確かめる。

- ・ 資金管理業務規程第16条にもとづき四半期ごと及び年度ごとの再資源化預託金等の管理、運用の状況を資金管理業務委員会への報告の後、公表していることを確かめる。
- ・ 資金管理業務規程第18条にもとづき、再資源化預託金等に付する利息の算出にあたって使用する毎年度の利率について資金管理業務諮問委員会の調査審議を経て、公表されていることを確かめる。
- ・ 資金管理業務規程第32条にもとづき、原則四半期ごとに財務状況が公表されていることを確かめる。
- ・ 資金管理業務規程第38条にもとづき、業務細則が変更される場合、必要手続きを経て公表されていることを確かめる。

<調査結果>

- ・ 再資源化預託金等運用計画は、資金管理業務諮問委員会の審議を経て、策定され、公表されていた。
- ・ 四半期ごと及び年度ごとの再資源化預託金等の管理、運用の状況は、資金管理業務諮問委員会への報告を経て、公表されていた。
- ・ 平成17年度の再資源化預託金等に付する利息の算出にあたって使用する利率について、資金管理業務諮問委員会の審議を経て、公表されていた。
- ・ 四半期ごとに財務状況が公表されていた。
- ・ 業務細則が変更される場合、必要な手続を経て公表されていた。

<調達規程の遵守状況>

③ 調達規程の遵守状況の検証

<手 続>

- ・ 総勘定元帳から支出項目について一定金額以上の新規支出をサンプル抽出し、調達規程に即した手続により契約が締結されていることを確かめる。

<調査結果>

- ・ 資金管理料金特別会計の総勘定元帳から新規支出をサンプル（10件）抽出し、調達規則に即して契約手続がなされていることを確かめた。
- ・ サンプルはすべて随意契約によるものであった。その承認は随意契約の理由の記載のある稟議書に基づいており、調達規程に即した手続によっていた。
- ・ 契約書を締結するかしないかについては、量的基準等は設定されておらず、百万円の取引で契約書がないものがある一方、十数万円の取引で契約書を締結しているものもあつた。

<倫理規程の遵守状況>

④ 倫理規程の遵守状況の検証

<手 続>

- ・ 倫理規程及び遵守マニュアルを查閱し、又 被監査部の部長に面談し、遵守状況を確かめる。

<調査結果>

- ・ 倫理規程及び同遵守マニュアルに関する周知徹底のため、平成18年10月に「JARC役職員行動規範」を全職員に対して配布し、専務が講話した旨を資金管理センター部長から聴取した。

<情報公開規程>

⑤ 情報公開規程の遵守状況の検証

<手 続>

- ・ 情報公開規程及び遵守マニュアルを查閱し、遵守状況を確かめる。

<調査結果>

- ・ 情報公開規程第3条に規定する公開情報が、ホームページにて公開されていることを平成18年12月11日及び平成19年2月8日に查閱し、確かめた。
- ・ 資金管理センター保管分「情報の公開請求に係る承認の伺い書」全5件について、決裁者の承認がなされていることを確かめた。

<稟議・規程の遵守状況>

⑥ 稟議・決裁規程の遵守状況の検証

<手 続>

- ・ 稟議書を査閲し、稟議・決裁規程への遵守状況を確かめる。

<調査結果>

- ・ 稟議書決議番号表及び稟議書を査閲し、理事長決裁、専務理事決裁、部署長決裁に区分され、各権限で決裁されていることを確かめた。

<公印取扱規則の遵守状況>

⑦ 公印取扱規則の遵守状況の検証

<手 続>

- ・ 公印取扱規則、資金管理センター公印取扱に関する部内規則を査閲し、遵守状況を確かめる。

<調査結果>

- ・ 資金管理センターの印章押印申請台帳を査閲し、部内規則にしたがって承認されていることを確かめた。

(5) 再資源化支援部の調査

<法第106条3号業務（入金）>

- ① 計上・収入状況（資金管理センターとの突合せ）

<手 続>

- 特定再資源化預託金等の出えん金が再資源化支援部の口座に入金されていることを確かめる。

<調査結果>

- 再資源化支援部へ送付された出えん通知書に記載されている金額が、再資源化支援部に入金されていることを普通預金通帳を閲覧することによって確認した。<特定再資源化預託金等の出えん>参照

<法第106条3号業務（出えん業務及び支払）>

- ② 出えん業務及び計上・支払状況

<手 続>

- 離島対策支援業務の出えんに係る離島市町村との業務が業務マニュアルに沿って行われていること及び出えん業務運営費が所定の手続により支払われていることをサンプルにより確かめる。
- 離島対策支援業務の出えん金が所定の手続に則って市町村へ支払われていることをサンプルにより確かめる。

<調査結果>

- 平成17年度及び18年度の離島対策支援事業協力申請書及び離島対策支援事業協力資金予定連絡書を査閲し、業務マニュアルに沿った業務が行われていることを確かめた。
- 出えん業務運営費（調査費）のうち、出張旅費についての支払が所定の承認権者の承認を得て行われていることを確かめた。

- 平成18年度第2四半期第1次受付に係る離島対策支援事業協力資金出えん申請書（実施報告）及び申請書に添付された個別実施明細書のサンプルについて「離島対策支援事業詳細編業務マニュアル」に記載された手続に従ったチェックが行われていることを確かめたとともに、所定の承認手続が行われたうえで市町村への支払が行われていることを確かめた。

(6) 情報管理部の調査

① 計上・収入状況（資金管理センターとの突合せ）

<手 続>

- 特定再資源化預託金等の出えん金が情報管理部の口座に入金されていることを確かめる。

<調査結果>

- 承認された出えんについて、資金管理センターから情報管理部へ出えん通知書が送付されており、この出えん通知書の出えん金額の総額が「再資源化支援部及び情報管理部に対する特定再資源化預託金等の出えんの承認について」に記載されている出えん金額に一致していることを確認した。情報管理部へ送付された出えん通知書に記載されている金額が情報管理部に入金されていることを普通預金通帳を閲覧することによって確認した。

② 出えん業務及び計上・支払状況

<手 続>

- システム維持・運用費、システム改良費、コンタクトセンター運営費、ファックスシステム運営費が情報管理部の負担額として所定の負担割合に基づき、所定の手続に従って支払われていることをサンプルにより確かめる。

<調査結果>

- システム維持・運用費及びシステム改良費のうち情報管理部の平成18年度の負担割合が15.61%であることを平成18年3月29日及び平成18年9月29日決裁の稟議書により確かめ、ファックスシステム運営費のうち情報管理部の平成18年度の負担割合が68.09%であることを平成17年11月30日決裁の稟議書により確かめた。

コンタクトセンター運営費に係る各運用法人の負担割合について承認を受けていることを、各運用法人からのコンタクトセンター運営事務局に対する平成18年12月7日、8日付け返信メールで確かめた。

- システムの維持・運用、改良及びファックスシステムの運営を請け負っている業者からの請求書を事務統括部から情報管理部へ送付された立替金入金依頼書から各1件ずつ抽出し、当該請求書と契約書とを照合していることをシステム部長の押印により確かめた。また請求書に記載されている金額がシステム部で作成された平成18年12月11日及び平成19年2月7日の支払按分内訳上に適切に転記されていることを確かめた。さらに支払按分内訳上で請求金額が、負担割合（15.61%及び68.09%）に基づいて情報管理部に按分されていることを、再計算することによって確かめた。
- 情報管理部から業者に送った注文書とコンタクトセンターの運営を請け負っている業者からの請書を照合し、その内容が整合していることを確かめた。また注文書と請書上に情報管理部長の承認印があることを確認した。さらに請書に記載されている費用按分内訳が上記の承認を受けた按分比率で計算されていることを再計算することによって確かめた。

適切に按分計算が行われて配分された費用が業者から請求されていることを御請書と請求書を照合することによって確かめた。

- 按分されたシステム維持・運用費、システム改良費、コンタクトセンター運営費及びファックスシステム運営費が情報管理部の負担費用として立替金入金依頼書に記載され、さらに立替金入金依頼書の入金依頼額合計が支払われていることを平成18年12月20日の銀行出納印が押された払戻請求書・預金口座振替による振込受付書（兼振込手数料受取書）を閲覧することにより確かめた。また、振込に際しては適切に振込許可書が作成され、部長及びグループリーダーの承認印が押されていることを確かめた。

以上